



神奈川県

KANAGAWA

神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金

申請の手引き

■ 申請受付期間

令和8年 3月30日(月)～令和8年 8月21日(金)



- ・地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者の皆さまに、支援金を交付します。
- ・電子と郵送のどちらでも申請いただけますが、速やかに交付させていただくため、原則として、電子申請をご利用ください。

< 神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金事務局コールセンター >

【電 話】 045-900-6901

【受付時間】 月曜日から金曜日まで（祝日除く）

10時から19時まで

< 詳しい情報はこちらから >

①専用ポータルサイト：<https://kamotsushien.pref.kanagawa.jp/>

②県ホームページ：貨物運送事業者燃料価格高騰対応支援金

①専用サイト

②県HP



神奈川県 貨物運送 支援金

検索

(令和8年4月20日版)

目次

I	支援金の概要	P 1
1.	趣旨	P 1
2.	支援金の対象者	P 1
3.	支援金の交付額	P 1
4.	支援金対象フローチャート	P 2
II	交付要件	P 3
1.	事業者要件	P 3
III	電子申請手続	P 4
1.	申請受付期間	P 4
2.	申請方法	P 4
3.	電子申請の流れ	P 5、6
4.	注意事項	P 6
IV	郵送申請手続	P 7
1.	申請受付期間	P 7
2.	申請方法	P 7
3.	申請書類	P 7
4.	郵送申請の流れ	P 7、8
5.	注意事項	P 8
V	提出書類	P 9
VI	よくあるお問合せ	P 10
	(参 考) 申請書等様式記載例	P 11~15

不正受給（交付要件を満たしているように偽って申請すること等）は犯罪です。
不正受給が発覚した場合、交付決定を取り消すと同時に、全額返還を求めら
ることになります。

I 支援金の概要

1. 趣旨

昨今の燃料価格の高騰は、大きな社会・経済問題となっています。

このたび、地域経済を支える重要なインフラである物流を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者に対し、支援金を交付します。

2. 支援金の対象者

燃料価格高騰の影響を受けている、次に掲げる事業者要件を満たす県内の中小貨物運送事業者が、本支援金の対象です。各要件の詳細については、P3に記載しています。

事業者要件 (①・②いずれも該当)
① 関東運輸局神奈川運輸支局において、令和7年4月1日までに次の(1)～(3)のいずれかの許可を受けている、又は届出をおこなっていること。 (1) 一般貨物自動車運送事業者 (2) 特定貨物自動車運送事業者 (3) 貨物軽自動車運送事業者
② 令和7年10月1日時点で事業を継続しており、引続き事業継続の意向があること。

※神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に該当する場合は、対象外となります。

3. 支援金の交付額

交付額は、交付要件を満たす申請事業者の種別に応じ、次の表のとおりです。

種別	交付額
一般/特定貨物自動車運送事業者	1事業者あたり 200,000円
貨物軽自動車運送事業者	1事業者あたり 20,000円

※支援金の併給はできないため、両方に該当する場合は、一般/特定貨物自動車運送事業者で申請してください。

4. 支援金対象フローチャート

支援金の交付対象であるか、次のフローチャートでご確認ください。

神奈川県内に営業所がある貨物自動車運送事業者ですか？

(令和7年4月1日までに関東運輸局神奈川運輸支局において、

- 一般/特定貨物自動車運送事業の許可を受けている。
- 貨物軽自動車運送事業の届出済である。)

いいえ

はい

中小の事業者ですか？ (資本金3億円以下 or 従業員300人以下)

いいえ

はい

令和7年4月1日から令和7年10月1日まで事業を継続しており、今後も継続する(少なくとも支援金が支払われる時点において事業を継続する)意向はありますか？

いいえ

はい

一般/特定貨物自動車運送事業者
1事業者あたり 200,000円を交付

貨物軽自動車運送事業者
1事業者あたり 20,000円を交付

交付対象になりません

II 交付要件

本支援金の申請者は、次に掲げる1の要件を満たす、県内の事業者である必要があります。

1. 事業者要件 次の(1)から(3)のすべての要件を満たし、県内に営業所を有する事業者

- (1) 中小貨物運送事業者(資本金3億円以下若しくは従業員300人以下の法人、又は個人事業主)
 - (2) 令和7年4月1日までに関東運輸局神奈川運輸支局において、次の事業許可を受けた、又は届出済みの事業者 ((ア)から(ウ)のいずれかに該当)
 - (ア) 一般貨物自動車運送事業者
 - (イ) 特定貨物自動車運送事業者
 - (ウ) 貨物軽自動車運送事業者
 - (3) 令和7年10月1日時点で前項の事業を継続しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者
- ※ 申請事業者が神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、第6号に規定する暴力団員に該当する場合は、対象外になります。法人にあっては、代表者又は役員のうち、第1号に規定する暴力団員に該当する者がある場合は、対象外になります。

Ⅲ 電子申請手続

申請者が県内に複数の営業所を運営している場合、本社が一括して申請してください。

1. 電子申請受付期間

令和8年4月20日（月）から令和8年8月21日（金）まで

※令和8年8月21日23時59分までに申請（送信）を完了してください。

2. 申請方法

「神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金専用ポータルサイト（以下「専用サイト」という。）」から申請してください。提出書類のダウンロードも可能です（提出書類はP9をご参照ください）。

専用サイト：<https://kamotsushien.pref.kanagawa.jp/>

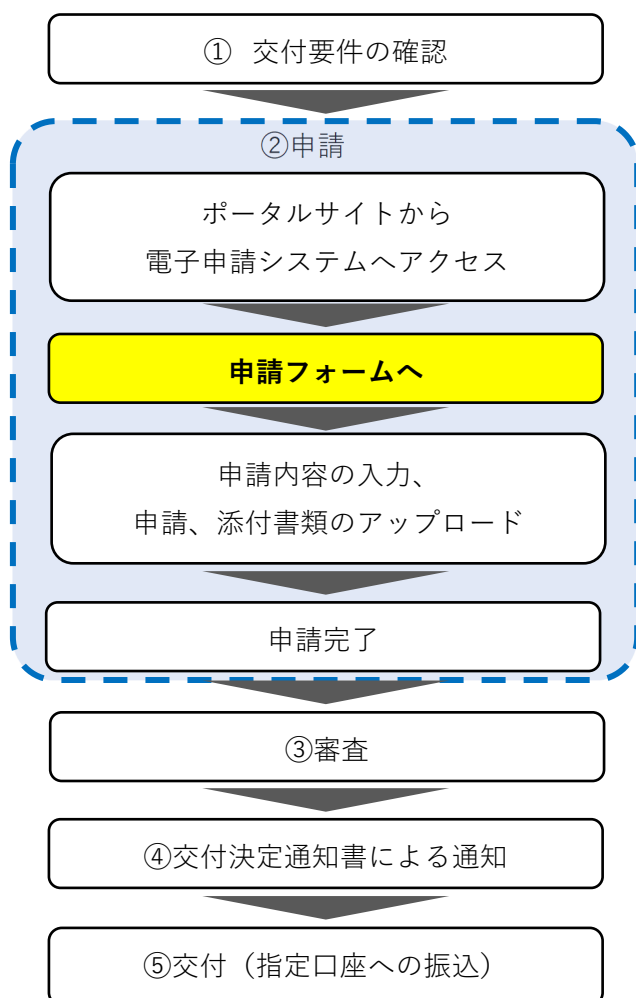
<電子申請のメリット>

・迅速な交付

提出書類のやりとりがWEB上で完結するため、郵送申請に比べて申請から振込までの期間を短縮できます。

3. 電子申請の流れ

電子申請の操作方法は、専用サイトに掲載する「電子申請マニュアル」をご参照ください。



① < 交付要件の確認 >

手続きを始める前に、本支援金の交付要件（P3）及び提出書類（P9）をご参照いただき、事前に必要書類をご準備ください。

② < 申請 >

ポータルサイトから申請フォームへと進んでいただき申請手続きを行います。具体的な操作方法は、専用サイトに掲載する「電子申請マニュアル」をご参照ください。

③ < 審査 >

申請いただいた記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。

（記載事項の誤りや、提出書類に不足等があった場合の補正）

軽微なものは、事務局から電話等で内容を確認させていただき、同意の上で事務局が申請事項を補正することや、追加の書類提出をお願いする場合があります。申請フォームには必ず日中連絡の取れる連絡先を登録してください。

④ < 交付決定通知書による通知 >

審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付決定通知書により通知します。交付要件に該当しないなどの理由で本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書により通知します。

⑤ < 交付（指定口座への振込） >

決定した交付額を指定された金融機関の口座に振り込みます。振込日は、交付決定通知書に記載された日付から起算しておおむね1週間後となります。

4. 注意事項

- ・申請に不備がある、必要な書類が提出されなかった、事実とは異なることが判明した等の場合で、県が必要な補正を求めたにもかかわらず、必要な補正が行われなかった場合は、申請の取下げがあったものとみなします。
- ・交付決定後に、申請の不備による支援金の振込不能等があり、このことについて、県が確認又は連絡を行ったにもかかわらず、当該振込不能の状態が一定期間継続した場合であって、これが申請事業者の責めに帰すべき事由によるときは、申請の取下げがあったものとみなします。
- ・申請の取下げがあったときは、申請に係る支援金の交付決定は、行われなかったものとみなします。
- ・交付後であっても、要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消します。この場合、交付した支援金を返還していただくとともに、交付した支援金と同額の違約金の支払いを求める場合があります。
- ・必要に応じて追加書類の提出および申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。
- ・申請書および提出書類の記載内容や交付又は不交付等の結果に関する情報について、国や地方公共団体など他の行政機関等（以下「行政機関等」という。）が、他の給付金等の交付要件や交付額の該当性等の審査をするため必要な場合には、当該審査に必要な限度で、他の行政機関等に提供する場合があります。

IV 郵送申請手続

県では、できるだけ速やかな交付手続を進めるため、電子申請を推奨しています。

最新情報については、専用サイト、又は「貨物運送事業者への燃料価格高騰に対する支援金」のページをご覧ください。

専用サイト：<https://kamotsushien.pref.kanagawa.jp/>

申請者が県内に複数の営業所を運営している場合、本社が一括して申請してください。

1. 申請受付期間

令和8年3月30日（月）から令和8年8月21日（金）まで

※令和8年8月21日の消印有効、締切厳守

（申請受付期間を過ぎた場合、受付できませんので、あらかじめご承知おきください。）

2. 申請方法

申請書類一式を簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で、次の送付先に郵送してください。普通郵便で郵送した場合、事故があった場合の責任は負えません。

<送付先>

〒231-0015

神奈川県横浜市中区尾上町6-81 ニッセイ横浜尾上町ビル4階

株式会社日本旅行 神奈川法人営業部内

神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金事務局 宛て

3. 申請書類

(1)申請様式の入手方法

以下のサイトからダウンロードしてください。

・専用サイト：<https://kamotsushien.pref.kanagawa.jp/>

・「貨物運送事業者への燃料価格高騰に対する支援金」のページ

申請様式は県庁等でも配布予定です（申請書の受付はできません）。

(2)提出書類

P9をご参照ください。

4. 郵送申請の流れ

<交付要件の確認>

手続を始める前に、本支援金の交付要件（P3）をご確認ください。

<申請書の記入・郵送>

申請書の記入に当たっては、本手引き巻末にある記載例をご参照ください。申請書類一式は、簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で上述した<送付先>あて郵送してください。

<審査>

申請いただいた記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。

(記載事項の誤りや、提出書類に不足等があった場合の補正)

軽微なものは、事務局から電話等で内容を確認させていただき、同意の上で事務局が申請事項を補正することや、追加の書類提出をお願いする場合があります。申請書には必ず日中連絡の取れる連絡先を記載してください。

<交付決定通知書の通知>

審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、決定内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を交付決定通知書により通知します。交付要件に該当しないなどの理由で本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書により通知します。

<交付（指定口座への振込）>

決定した交付額を、指定された金融機関の口座に振り込みます。振込日は、交付決定通知書に記載された日付から起算しておおむね1週間後となります。

5. 注意事項

- ・申請に不備がある、必要な書類が提出されなかった、事実とは異なることが判明した等の場合で、県が必要な補正を求めたにもかかわらず、必要な補正が行われなかった場合は、申請の取下げがあったものとみなします。
- ・交付決定後に、申請の不備による支援金の振込不能等があり、このことについて、県が確認又は連絡を行ったにもかかわらず、当該振込不能の状態が一定期間継続した場合であって、これが申請事業者の責めに帰すべき事由によるときは、申請の取下げがあったものとみなします。
- ・申請の取下げがあったときは、申請に係る支援金の交付決定は、行われなかったものとみなします。
- ・交付後であっても、要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消します。この場合、交付した支援金を返還していただくとともに、交付した支援金と同額の違約金の支払いを求める場合があります。
- ・必要に応じて追加書類の提出および申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。
- ・申請書および提出書類の記載内容や交付又は不交付等の結果に関する情報について、国や地方公共団体など他の行政機関等（以下「行政機関等」という。）が、他の給付金等の交付要件や交付額の該当性等の審査をするため必要な場合には、当該審査に必要な限度で、他の行政機関等に提供する場合があります。

V 提出書類

次の書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出を求めています。

なお、提出書類の返却はいたしませんのでご留意ください。

提出書類	記載例等	✓
(1) 申請書兼実績報告書（第1号様式） ※電子申請の場合、申請フォームへの入力となります。	記載例参照 (P12~14)	<input type="checkbox"/>
(2)-1 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書、又は貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し ※許可書の代わりに令和7年4月1日以前の認可書でも可 ※一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書を紛失した場合、事業証明願でも可 ※貨物軽自動車運送事業に係る届出書等を紛失した場合、事業証明願、又は車両1台分の自動車検査証記録事項の写しに当該車両のナンバーが読み取れる写真を添付したもので可	-	<input type="checkbox"/>
(2)-2 自動車検査証記録事項の写し（貨物軽自動車運送事業者のみ） ※申請者と「使用者の氏名又は名称」欄の記載が一致している自動車検査証記録事項の写し（車両1台分で可） ※これまでに当該支援金の受給実績がある場合には、省略可 ※(2)-1 で自動車検査証記録事項の写しを提出される場合には、重複での提出は不要	-	<input type="checkbox"/>
(3) 役員等氏名一覧表（第2号様式）（法人のみ）	記載例参照 (P15)	<input type="checkbox"/>
(4) 運転免許証の写し等、本人確認書類の写し（個人事業主のみ） ※運転免許証を所持していない場合、マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート等の写しを提出してください。	-	<input type="checkbox"/>
(5) 支援金振込先の口座情報 次の内容が確認できる預金通帳1枚目の見開きのページの写し等（オンライン口座においても以下の内容が確認できるもの） ・金融機関名、口座種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）等	-	<input type="checkbox"/>
(6) その他 ・事業者の氏名・名称・住所の変更等により、申請書の内容と許可書・届出書の記載が一致しない場合は、 <u>法人の登記事項証明書の写し等、変更前後の継続性が確認できる書類</u> ・法人であって、対象期間中に事業譲渡を行った場合、契約書の写し等、譲渡の事実が確認できる書類	-	<input type="checkbox"/>

VI よくあるお問合せ

Q 1. 令和7年11月に事業を開始しました。支援金の対象になりますか。

A 1. 対象となりません。令和7年4月1日から令和7年10月1日まで事業を継続している事業者が交付対象者となります。

Q 2. 神奈川県内に車庫はあるのですが、営業所はありません。支援金の対象になりますか。

A 2. 対象となりません。

Q 3. 県内に営業所が複数あります。申請は本社が一括して行うのでしょうか。

A 3. 本社でまとめて申請してください。

(運送事業の許可を法人単位で取得していることから、同様の取扱いにさせていただきます。)

Q 4. バイク便のみの事業者です。バイクは支援金の対象になりますか。

A 4. 原動機付自転車及び二輪自動車等のいわゆるバイク便のみの事業者は対象となりません。

Q 5. 所有する台数によって、支援金の金額は変わりますか。

A 5. 変わりません。一般/特定貨物自動車運送事業者は1事業者あたり200,000円、貨物軽自動車運送事業者は1事業者あたり20,000円の定額支援となります。

Q 6. 一般/特定貨物自動車運送事業の許可と貨物軽自動車運送事業の届出の両方を行っている場合は、支援金の金額は合算した220,000円になりますか。

A 6. なりません。支援金の併給はできないため、両方に該当する場合は、一般/特定貨物自動車運送事業者で申請してください。

Q 7. 支援金がもらえるのは、いつ頃になりますか。

A 7. 申請後の審査が終了次第、順次交付します。申請書類に不備がなければ、申請から1か月半程度となる予定です。

Q 8. 前回（令和7年4月21日から8月25日の申請受付分）申請し、交付を受けた車両を所有する事業者も、今回の支援金の対象になりますか。

A 8. 今回の交付要件を満たしていれば対象となります。

このほか、よくあるお問合せは専用サイトにも記載していますのでご確認ください。

ご不明な点がございましたら、次の相談窓口にご連絡ください。

神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金事務局コールセンター
電話 045-900-6901
月曜日から金曜日（祝日は除く）
10時から19時まで

申請書等 様式記載例

<第1号様式_申請書兼実績報告書・記載例>

1 ページ目

第1号様式 (第5条関係)

神奈川県知事 殿

① 令和 8 年 3 月 30 日

神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金交付申請書兼実績報告書

標記支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請及び報告します。

1 申請事業者の情報

② 法人の方

本店所在地	〒 231 - 8588	神奈川県	都・道 府・県	横浜	市・区 町・村								
	中区 日本大通1												
法人名	株式会社 神奈川県庁												
代表者職名	代表取締役												
代表者氏名	神奈川 太郎												
③ 資本金の額 又は出資総額	1億円	常時使用する 従業員の数	250人										
④ 法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

⑤ 個人事業主の方

自宅住所	〒				都・道 府・県	市・区 町・村		
フリガナ						性別		
氏名						男・女		
生年月日	大・昭 平			年		月		日

⑥ 日中連絡先

フリガナ	カンナイ シロウ		電話番号	123-456-7890
氏名	関内 次郎			
メールアドレス	abcdefg12345678@pref.kanagawa.lg.jp			

① 申請日

申請書の提出日を記入してください。

② 法人の情報

法人の場合、本店住所・法人名・代表者職名・代表者氏名を記入してください。

③ 資本金額・従業員数

法人の場合、資本金額又は出資金総額と常時使用する従業員数を記入してください。

④ 法人番号

法人の場合、13桁の法人番号を記入してください。

⑤ 個人の住所・氏名・生年月日

個人事業主の場合、自宅住所と氏名(フリガナ)、生年月日、性別を記入してください。

⑥ 日中の連絡先

日中連絡が取れる方の電話番号を記入してください。

⑦ 支援金の交付申請額

(申請額区分) の金額を記入してください。

2 支援金の交付申請額

⑦

200,000 円

(申請額区分)

種 別	交付額 (1事業者あたり)
一般貨物自動車運送事業者 又は特定貨物自動車運送事業者	200,000円
貨物軽自動車運送事業者	20,000円

⑧

振込先 (預金通帳の見開きページのコピー等を添付してください。)

金融機関名	県庁	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード	1	2	3	4		
支店名	関内	本店 支店	支店コード	1	2	3			
種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人 カタカナ (※)	*通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの カ) カナガワケンチュウ								

※口座は、法人の場合は「1 申請事業者の情報」に記載した法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を指定してください。

⑧ 支援金振込先の口座情報

○振込先

- ・通帳等に記載されているとおり正確に記入してください。
- ・口座名義人は、法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請事業者本人の名義に限ります。

○金融機関名

- ・金融機関コードは各金融機関のホームページ等でご確認ください。
- ・ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号と異なります。
ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

○口座名義人

- ・預金通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナ口座名義人をそのまま転記してください。

⑨ 4 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（✓）を入れて下さい。（支援金の交付には全ての項目に✓の印が必要です。）

✓	No.	項目
✓	1	令和7年4月1日から令和7年10月1日まで、事業に必要な許可等を有したうえで事業を継続して実施しており、今後も事業を継続する意向があります。
✓	2	資本金・出資金3億円以下又は従業員300人以下の事業者であることに相違ありません。
✓	3	法人代表者及び役員等並びに個人事業者について、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員等には該当しないことを確認するため、申請時に提出した書類に記載された個人情報について神奈川県警察本部に照会することに同意します。
✓	4	本申請内容に虚偽があった場合、支援金交付決定の取消し及び返還について異議を申し立てません。
✓	5	申請内容は、交付要綱の規定に基づく適正なものであることを誓約します。また、審査に必要な場合、関係機関に対し申請内容を照会することについて同意します。
✓	6	神奈川県から、報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。

⑨ 宣誓・同意事項

宣誓又は同意する項目にチェック（☑）をいれてください。
支援金の交付を受けるには、すべての項目にチェック（☑）がされている必要があります。

5 添付書類チェック表

添付した書類にチェック印（✓）を入れて下さい。（支援金の交付には全ての項目に✓の印が必要です。）

✓	No.	項目
✓	1	一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し
✓	2	（法人の場合）役員等氏名一覧表（第2号様式） （個人の場合）自動車運転免許証等、本人確認書類の写し
✓	3	支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の見開きページの写し等）

<第2号様式_役員等氏名一覧表・記載例>

法人の場合、第2号様式を提出してください。(役員のいない個人事業主の場合、提出する必要はありません。)

第2号様式(第5条関係)

役員等氏名一覧表

① 令和 8 年 3 月 30 日現在

②

役職名	氏名	氏名カナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住所
代表取締役	神奈川 太郎	カナガワ タロウ	T S H 10. 9. 8	男	神奈川県横浜市中区日本大通1
取締役	神奈川 花子	カナガワ ハナコ	T S H 10. 7. 6	女	神奈川県横浜市中区日本大通1
監査役	青葉 花美	アオバ ハナミ	T S H 20. 5. 4	女	神奈川県横浜区青葉区市ヶ尾町27-5
執行役	南 次郎	ミナミ ジロウ	T S H 2. 3. 2	男	神奈川県相模原市南区相模大野6-3-1
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

※ 法人格のある団体は監事も含めた全ての役員を記入すること。
 ※ 法人登記事項証明のとおり、正確に記載すること。

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

③ 団体名 株式会社 神奈川県庁
 代表者 代表取締役 神奈川 太郎
 (職・氏名)

① 一覧表の作成年月日
 役員等氏名一覧表を作成、又は情報を確認した日付を記入してください。

② 役員情報
 すべての役員の役職名、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、住所を記入してください。

③ 団体名・代表者の記載
 記載された内容に同意されましたら、記入をしてください(署名・押印は不要)。